

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

若手警察官に対する安全運転教養の実施について

みだしの教養については、福井県警察における若手警察官早期戦力化教養要綱の制定について（平成20年警務甲達第55号。以下「早期戦力化要綱」という。）に定める若手警察官の車両運転教養につき、若手警察官に対する安全運転教養の実施について（平成29年警務甲達第8号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、旧通達の事務の合理化を図り、下記のとおり実施することとしたので、効果的かつ計画的な推進に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 教養対象者

- (1) 早期戦力化要綱に定める教養対象者
- (2) 福井県警察職場実習及び実戦実習実施要領の制定について（平成27年警教甲達第3号。以下「職場実習等要領」という。）に定める実習生

2 教養期間

採用後5年間

3 安全運転教養の実施要領

(1) 目的

教養対象者の安全運転に関する意識の向上や運転技術の向上等を図ることを目的とする。

(2) 教養担当者

ア 教養担当者は、早期戦力化要綱及び職場実習等要領に規定された教養担当者とする。

イ 教養担当者は、安全運転教養が効果的に行われるよう、本教養を総括管理するほか、自らも安全運転にかかる教養等を推進すること。

ウ 教養担当者は、教養指導者を指揮して教養計画などを策定させるなど、本教養が確実に行われるようにすること。

(3) 教養指導者

ア 教養指導者は、早期戦力化要綱及び職場実習等要領に規定された教養指導者とする。

イ 教養指導者は、早期戦力化要綱に基づく教養指導補助者を指導するなどして、安全運転にかかる個別教養、集合教養、機会教養等のあらゆる教養を通じた教養を推進すること。

(4) 実施要領

教養担当者及び教養指導者は、本教養を行うに当たっては、別添「指導教養ポイント」を活用し、効果的な安全運転教養を推進すること。

(5) 教養効果の確認

教養指導者は、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第9号）により指定されている所属検査員による同乗指導を次のとおり実施すること。

ア 職場実習等要領に定められた職場実習生は、職場実習期間中に1回以上

イ 職場実習等要領に定められた実戦実習生は、実戦実習期間中に1回以上

ウ 早期戦力化要綱に定められた教養対象者は、会計年度中に1回以上

(6) 教養効果の報告要領

ア 同乗指導を実施した場合は、別記様式「運転技能診断表」を作成し、所属長に報告するとともに、その写しを教養課長に送付すること。

イ 教養対象者に対して、福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令の運用について（令和元年警務甲達第32号。以下「車両認定訓令運用要領」という。）に基づく運転技能診断を実施し、車両認定訓令運用要領の別記様式第2号「運転技能診断表」を作成した場合は、その写しを教養課長に送付することとし、この場合は、本通達の別記様式「運転技能診断表」の作成及びその写しの送付を要しない。

指導・教養ポイント

	指導教養 要 目	指導教養 細 目	指導教養の着眼点
運 転 技 術 の 向 上	安全措置	携帯電話	乗車時に携帯電話の措置（ドライブモード等）をしない。
		ミラー調整	乗車時、ミラー調整をしない。
	運転姿勢	座席調整	乗車時、座席調整をしない。
		運転姿勢	運転姿勢が斜め又は前かがみになっている。
	運転操作	ハンドル	ハンドル操作が片手、内かけ又は送りになっている。
			車体がふらつく。急ハンドルをする。
		アクセル	アクセル操作が不慣れである。
			坂道等でエンジンプレーキを使用しない。
		ブレーキ	ブレーキの踏み遅れや急ブレーキを踏む。
		変速操作	速度とギアが適合していない。エンストをする。
	駐車の方法	左右又は前後に寄りすぎる。斜め止め又は前進駐車をする。	
	法令遵守	合図	発進・停車、右左折及び進路変更の合図をしない、又は遅い。
		安全確認	乗車、発進及び降車時に安全確認をしない。
			交差点、進路変更及び右左折時の安全確認をしない。
			横断歩道の安全確認をしない。
			後退開始時及び後退中に周囲等の安全確認をしない。
		進路変更	右左折時に進路変更をしない。
		右折、左折	右折時小回りや大回り又は左折時大回りをする。右振りをする。
			交差点での左方優先等優先判断ができない。
		車間距離	危険回避等を考慮した安全な車間距離で走行しない。
停止場所		指定場所において完全に停車しない。停止線をはみ出す。	
	前車に寄りすぎ停車をする。		
通行区分	通行区分に従わない。通行帯区線線を踏んだり、またいで走行する。		
速度調整	直進及びカーブでの速度が速すぎる。徐行しない。		
危険行為		人、車両等の側方を通過する際に安全間隔を保持しない。	
		右側通行、信号無視、暴走又は蛇行をする。	
		踏切不停止又は指定場所不停止をする。	
安全運転意識 の向上	運転者の心得	運転者のマナー、交通規則の遵守等に不安がある。	
	危険予測	見えている危険への注意不足や隠れた危険を予測できない。	
	緊急自動車走行	緊急自動車走行時における遵守事項等	
	事故が与える影響	交通事故に起因する身上的な不利益や経済的損失等	

助手席及び同乗 者の遵守事項	運転の妨げとなる 言動	運転者への無用の話しかけをする。
		運転者からの無用な話しかけを戒めない。
		同乗者同士が運転担当の気を引く会話をする。
	車両運行時の安 全確認	安全呼称による左右の安全確認をしない。
後退、見通しの悪い交差点等運転席からの安全確認が困難な場所での降車誘導をしない。		

別記様式省略